

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                   |
|-------|------------------------|
| 16    | 磐田市 健康増進に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

静岡県磐田市長

## 公表日

令和2年6月8日

**(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目**

**1) 住民情報**

1. 宛名番号、2. 氏名、3. カナ氏名、4. 清音カナ氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 世帯番号、8. 世帯員番号、9. 続柄、10. 世帯主番号、11. 世帯主氏名、12. 世帯主カナ氏名、13. 行政区コード1(大街)、14. 行政区コード2(小街)、15. 行政区コード3(郵便局)、16. 行政区コード4(母子担当)、17. 行政区コード5(訪問担当)、18. 郵便番号、19. 住所1、20. 住所2、21. 住民となった事由、22. 住民となった日、23. 住民となった届出日、24. 住民でなくなった事由、25. 住民でなくなった日、26. 住民でなくなった届出日、27. 増減異動事由、28. 増減異動日、29. 増減異動届出日、30. 住民区分、31. 旧氏名、32. 旧カナ氏名、33. 旧清音カナ氏名、34. 旧郵便番号、35. 旧住所1、36. 旧住所2、37. 個人番号

**(2) 住登外情報**

1. 宛名番号、2. 氏名、3. カナ氏名、4. 清音カナ氏名、5. 生年月日、6. 性別、7. 郵便番号、8. 住所1、9. 住所2、10. 住民区分、11. 個人番号

**(3) 連絡先情報**

1. 宛名番号、2. 連絡先区分1、3. 電話番号1、4. 連絡先区分2、5. 電話番号2、6. 連絡先区分3、7. 電話番号3、8. 職業、9. ハイリスク、10. ハイリスク期間開始日、11. ハイリスク期間終了日、12. 備考

**(4) 国民健康保険情報**

1. 宛名番号、2. 異動日、3. 資格取得喪失区分、4. 保険種別、5. 退職区分、6. 被保険者証記号、7. 被保険者証番号、8. 保険者番号

**(5) 胃がん検診受診情報**

1. 宛名番号、2. 年度、3. 実施医療機関、4. 検診区分、5. 受診日、6. 前回受診日、7. 受診歴、8. 総合指導区分、9. 診断名1、10. 診断名2、11. 診断名3、12. 診断名4、13. 診断名5、14. 一次備考、15. 精検日、16. 精検判定、17. 精検病名、18. 精検所見

**(6) 大腸がん検診受診情報**

1. 宛名番号、2. 年度、3. 実施医療機関、4. 検診区分、5. 受診日、6. 前回受診日、7. 総合指導区分、8. 便潜血反応 1日目、9. 便潜血反応 2日目、10. クーポン使用、11. 診断名1、12. 診断名2、13. 診断名3、14. 診断名4、15. 診断名5、16. 一次備考、17. 精検日、18. 精検判定、19. 精検病名、20. 精検所見、21. 受診歴

**(7) 肺がん・結核検診受診情報**

1. 宛名番号、2. 年度、3. 実施医療機関、4. 検診区分、5. 受診日、6. 前回受診日、7. 受診歴、8. 総合指導区分、9. 診断名1、10. 診断名2、11. 診断名3、12. 診断名4、13. 診断名5、14. 喀痰受診日、15. 喀痰医療機関、16. 喀痰判定、17. 一次備考、18. 胸部: 精検日、19. 胸部: 精検判定、20. 胸部: 精検病名、21. 喀痰細胞診: 精検日、22. 喀痰細胞診: 精検判定、23. 喀痰細胞診: 精検病名、24. 喀痰問診判定: 精検日、25. 喀痰問診判定: 精検判定、26. 喀痰問診判定: 精検病名、27. 精検所見、28. 経年受診

**(8) 乳がん検診受診情報**

1. 宛名番号、2. 年度、3. 実施医療機関、4. 検診区分、5. 受診日、6. 前回受診日、7. 受診歴、8. 乳房判定、9. エコー判定、10. マンモ判定、11. 総合指導区分、12. クーポン使用、13. 視触診所見1、14. 視触診所見2、15. 視触診所見3、16. 視触診所見4、17. 視触診所見5、18. マンモグラフィ所見1、19. マンモグラフィ所見2、20. マンモグラフィ所見3、21. マンモグラフィ所見4、22. マンモグラフィ所見5、23. エコー所見1、24. エコー所見2、25. エコー所見3、26. エコー所見4、27. エコー所見5、28. 一次備考、29. 乳房視触診: 精検日、30. 乳房視触診: 精検判定、31. 乳房視触診: 精検病名、32. 乳房X線: 精検日、33. 乳房X線: 精検判定、34. 乳房X線: 精検病名、35. 乳房超音波: 精検日、36. 乳房超音波: 精検判定、37. 乳房超音波: 精検病名、38. 精検所見

**(9) 子宮がん検診受診情報**

1. 宛名番号、2. 年度、3. 実施医療機関、4. 検診区分、5. 受診日、6. 前回受診日、7. 細胞診判定、8. 内診判定、9. 細胞診CLASS、10. ベセスダ分類、11. HPV検査結果、12. クーポン使用、13. 内診所見1、14. 内診所見2、15. 内診所見3、16. 内診所見4、17. 内診所見5、18. 一次備考、19. 子宮頸部細胞診: 精検日、20. 子宮頸部細胞診: 精検判定、21. 子宮頸部細胞診: 精検病名、22. 子宮体部細胞診: 精検日、23. 子宮体部細胞診: 精検判定、24. 子宮体部細胞診: 精検病名、25. 子宮内診: 精検日、26. 子宮内診: 精検判定、27. 子宮内診: 精検病名、28. 精検所見、29. 受診歴

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |



|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |   |
| 検診情報ファイル                          |   |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |   |
| 法令上の根拠                            | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条 別表第一 項番76                                 |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |   |
| ①実施の有無                            | [ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span> |
| ②法令上の根拠                           | —   |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |   |
| ①部署                               | 健康増進課   |
| ②所属長の役職名                          | 健康増進課長  |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |   |
|                                   |   |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 |  |
|----------------|--|
| 検診情報ファイル       |  |
| 2. 基本情報        |  |
| ①ファイルの種類 ※     | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数     | [ 10万人以上100万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※  | 成人検診の対象者及び過去の実施対象者   |
| その必要性          | 健康増進法に基づき、公衆衛生の向上及び増進を行う対象者の適正な管理を目的としているため、その達成に必要な範囲の特定個人情報を保有   |
| ④記録される項目       | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="radio"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="radio"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="radio"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul> |
|                | その妥当性  |
| 全ての記録項目        | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日         | 平成28年1月1日  |
| ⑥事務担当部署        | 健康増進課  |

| 3. 特定個人情報の入手・使用   |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|-------------------|--|--|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※            | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ②入手方法             | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )   |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ③使用目的 ※           | 成人検診事業の管理を適正に実施するため。   |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ④使用の主体            | 使用部署   | 健康増進課  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 使用者数   | [ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢>             |  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑤使用方法             | I. 検診対象者の管理<br>・年齢、国民健康保険資格、検診受診結果から検診等の対象者を抽出し、受診票等を発行する。<br>・検診等の受診希望者の対象要件を確認する。<br>・実施結果を分析し、教育、訪問・相談の対象者を抽出し、通知等を発行する。<br><br>II. 検診(健診)結果の管理<br>・検診委託機関から健康診査、がん検診等の受診結果情報を受け取り、受診結果を登録する。<br>・教育、訪問・相談を受けた結果を登録する。<br>・検診結果から精密検査対象者等を抽出し、精密検査の受診フォローをする。<br>・受診対象者の情報と検診結果から未受診者を抽出し受診を勧奨する。<br><br>III. 統計報告資料の作成<br>・受診対象者の情報と検診結果から統計報告資料を作成する。 |  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 情報の突合  | 個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑥使用開始日            | 平成28年1月1日  |  |       |  |          |               |                |                 |                   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |  |
|----------------------|--|--|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 1 ) 件  |  |
| 委託事項1                | 基幹システム等の保守・運用  |  |
| ①委託内容                | 基幹システム等のパッケージシステムに対する保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、帳票印刷等のシステム運用作業  |  |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |  |
| ③委託先名                | 日本電気株式会社   |  |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |  |
|                      | ⑥再委託事項   |  |
| 委託事項2～5              |  |  |
| 委託事項6～10             |  |  |
| 委託事項11～15            |  |  |
| 委託事項16～20            |  |  |



| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件<br>[ ○ ] 行っていない   |
| 提供先1                         |   |
| ①法令上の根拠                      |   |
| ②提供先における用途                   |   |
| ③提供する情報                      |   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           |   |
| ⑥提供方法                        | [ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       |   |
| 提供先2~5                       |   |
| 提供先6~10                      |   |
| 提供先11~15                     |   |
| 提供先16~20                     |   |



### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

|   |   |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名  |   |
| 検診情報ファイル  |   |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）                      |   |
| リスク： 目的外の入手が行われるリスク   |   |
| リスクに対する措置の内容  | ・特定個人情報を入手する場合の適切な方法や法令等に違反した場合の罰則等について、教育を徹底する。<br>・特定個人情報の取り扱いに関しては当市セキュリティポリシーに準ずる。  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 |   |
| -   |   |
| 3. 特定個人情報の使用  |   |
| リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク                       |   |
| リスクに対する措置の内容  | 特定個人情報を扱う業務からその他の業務あるいはその逆へのアクセスに制限を行う機能を有する。番号利用事務（システム）以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務（システム）以外では個人番号は画面表示されない。個人毎に設定するIDで利用可能な業務が制限されている。 |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク               |   |
| ユーザ認証の管理  | [ 行っている ]      <選択肢><br>1) 行っている      2) 行っていない   |
| 具体的な管理方法  | 健康管理システムを利用する必要のある職員を特定し、個人毎にユーザIDを割り当てるとともに、利用時にはユーザIDとパスワードで認証を行う。システムの利用できる端末を限定することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。                     |
| その他の措置の内容   | -   |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]      <選択肢><br>1) 特に力を入れている      2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置                           |   |
| -   |   |



| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |   | [ ] 接続しない(入手)                         | [ ] 接続しない(提供) |
|--|---|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク   |   |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容   | <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>   |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク  |   |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容   | <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番号利用事務(システム)以外のアクセスはできない対策を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</li> </ul> |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |   |                                       |               |
| <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏え</li> </ul> |   |                                       |               |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知                         | [ 十分に行っている ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]     | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容                                   | -            |  |
| 再発防止策の内容                               | -            |  |
| その他の措置の内容                              | -            |  |
| リスクへの対策は十分か                            | [ 十分である ]    | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<当市における措置>

- ・指紋認証によりサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。
- ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

|                        |   |
|------------------------|---|
| <b>8. 監査</b>           |   |
| 実施の有無                  | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                      [    ] 内部監査                      [    ] 外部監査   |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b> |   |
| 従業者に対する教育・啓発           | [    ] 十分に行っている                      [    ] <sup>&lt;選択肢&gt;</sup><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員(臨時職員を含む。)に対しては、配属時及び年1回、個人情報保護、特定個人情報の取り扱い、法令等に違反した場合の罰則、情報セキュリティ等に関する研修を実施する。</li> <li>・委託業者に対しては、契約書に個人情報(特定個人情報を含む。)保護に関する条文を規定するとともに、業務に従事する従業員に対して、着任時及び年1回、職員に対する研修と同等の研修の実施及び結果報告を義務づける。</li> </ul> |
| <b>10. その他のリスク対策</b>   |   |
| —                      |   |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 〒438-8650<br>静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 広報広聴・シティプロモーション課 市民相談センター |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。                         |
| ③法令による特別の手続              | 請求方法、指定様式等について当市ホームページ上でわかりやすく表示する。                        |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         | —  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 〒438-0077<br>静岡県磐田市国府台57番地7 磐田市役所 健康増進課                    |
| ②対応方法                    | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。                               |



## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和2年4月1日  |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   | —   |
| ②実施日・期間               | —   |
| ③主な意見の内容              | —<br>—  |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  | —   |
| ②方法                   | —   |
| ③結果                   | —   |

